

平成 30 年度 第 1 回 国立公園の宿舎事業のあり方に関する検討会

日時： 平成 30 年 5 月 8 日（火） 14:00～16:00

場所： TKP 東京駅前カンファレンスセンター
カンファレンスルーム 9A

1. 開会挨拶
2. 本検討会について
3. 国立公園の宿舎事業のあり方について
4. 意見交換
5. その他

■配付資料

- 次第・出席者一覧・配席図
- 資料 1 国立公園の宿舎事業のあり方に関する検討会について
- 資料 2 国立公園の宿舎事業のあり方について（案）
- 参考資料 1 国立公園満喫プロジェクトの概要
- 参考資料 2 自然公園法の概要
- 参考資料 3 国立公園内のホテル及び旅館の立地状況

国立公園における宿舎事業のあり方に関する検討について

1. 背景・目的

政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」（2016年3月）で掲げた2020年に訪日外国人4,000万人を目標とする取組の中で、環境省では国立公園への外国人来訪者1,000万人を目標とする「国立公園満喫プロジェクト」に取り組んでいる。

満喫プロジェクトにおいては、地域の自然や文化などの価値を適切に評価する富裕層など国立公園への新たな客層の誘客を図り、地域資源の新たな魅力や価値を創出し、地域の活性化につなげていくため、上質な宿泊施設の誘致が重要な課題となっている。

この課題への対応を検討することを契機として、国立公園の宿舎事業が現在直面している様々な課題についても併せて検討し、国立公園の宿舎事業のあり方について、環境省の考えを整理した上で具体的な対応策を示すことを目的として有識者による検討会を開催する。

2. 基本的な考え方

- ・人の暮らしと共にある日本の国立公園を世界中の旅行者を惹きつける魅力的な観光資源として提供し、自然との共生のモデルを世界に示す
- ・国立公園の豊かな自然を保全しながら地域の観光資源として積極的に活用し、地域の活性化を図るとともに、得られた利益を保全に還元する保護と利用の好循環を実現することにより国立公園の資源管理を充実させる
- ・上記の観点から国立公園の宿舎事業のあり方を示し、今後の対応策について検討

3. 検討課題

(1) 上質な宿泊施設の誘致

- －国立公園における幅広いニーズにあわせた利用の多様性の必要性
- －国立公園にふさわしい上質な宿泊施設とは
- －どのように誘致を進めていけばよいか

(2) 老朽化・廃屋化した民間施設への対応

- －国立公園内の廃屋が顕在化したエリア等をどのように再生していくべきか
- －新たな廃屋化を防ぐためにどのような方策が考えられるか

(3) 多角化する宿泊施設の経営方法への対応

- －所有、経営、運営が分離した施設や分譲型ホテル等に関する公園事業上の課題について

国立公園の宿舎事業のあり方について（案）

基本的な考え方

- ・人の暮らしと共にある日本の国立公園を世界中の旅行者を惹きつける魅力的な観光資源として提供し、**自然との共生のモデルを世界に示す**
- ・国立公園の豊かな自然を保全しながら地域の観光資源として積極的に活用し、地域の活性化を図るとともに、得られた利益を保全に還元する**保護と利用の好循環を実現することにより国立公園の資源管理を充実させる**
- ・上記の観点から国立公園の宿舎事業のあり方を示し、今後の対応策について検討する

保護と利用の好循環による資源管理の充実のイメージ





国立公園の宿舎事業のあり方について（案）

1. 国立公園の宿舎事業が目指す方向性
2. 自然を満喫する世界水準の上質な宿泊施設の誘致
3. 既存エリア・施設の再生・上質化
 - （1） 集団施設地区等の再生
 - （2） 新たな廃屋化の防止
 - （3） 多角化する経営手法への対応



1. 国立公園の宿舎事業が目指す方向性

国立公園と宿舎事業の歴史的背景

- ・ 国際観光ホテル、国民休暇村など、国立公園の宿舎事業は**1960年代までは時代のニーズに合わせて、国が政策的に設置を促進してきた**
- ・ 1970年代以降は自然公園法による規制が**民間の旺盛な開発圧力を抑制**し、過剰な自然破壊に対する一定のブレーキの役割を果たした
- ・ 1990年代以降バブルが崩壊し、景気の低迷から多くの地方の観光地の衰退が始まり、**商店街や宿舎の廃屋が顕在化**
- ・ 近年、**訪日外国人の急増など、国立公園の利用者が多様化**し、現在のニーズに合った国立公園の利用計画が必要となっている

| 国際観光振興政策 1930年代～ | 戦争-連合軍占領下 1940年代～ | 高度経済成長期 1950年代～ | 開発と保護の対立 1970年代～ | バブル崩壊後 1990年代～ | 人口減少社会 2000年代後半～ |
|--|---|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨獲得のため、政府が国際観光振興政策を推進 ・ 国立公園法制定（保護と利用に並んで外貨獲得が提案理由） ・ 国際観光ホテルの整備が国立公園内を中心に展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦争が本格化し、国際観光振興が頓挫 ・ 国立公園は国民の体力作りの場に ・ 国際観光ホテルは米軍の保養施設として活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦後復興、経済成長に伴い観光レクリエーションが大衆化 ・ 大衆向けの宿舎と総合的な利用施設の整備を進める国民休暇村構想が発表 ・ 観光地としての知名度向上のため公園指定の要望ラッシュ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本列島改造論、リゾート法などを背景に国土の大規模な開発が進み ・ 国立公園は開発圧力に対する最後との砦としての社会的役割を強める（観光地から保護地域へ） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 景気低迷により企業の団体旅行、宿泊旅行等が減少し、大規模施設の経営悪化 ・ 施設間の競争が激化し、宿泊施設による困り込みが観光地の賑わいを失う | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少と地方の衰退の顕在化 ・ 経済成長及び地域活性化の柱として観光政策が各地方で展開 ・ 地方にラグジュアリーリゾートが進出 ・ 国立公園では多様な主体による協働型管理運営がテーマに |



1. 国立公園の宿舎事業が目指す方向性

国立公園における廃屋問題

- 自然の風景そのものが価値である国立公園においては、風景を損ねる廃屋は深刻な問題
- 長期的な経営視点を欠き一時的な観光需要に過度に対応してきた事業者の責任もあるが、国立公園（特に環境省所管地）においては**環境省も廃屋化を防ぐ措置を講じるに至らなかった**
- 現在、環境省所管地において、直轄で廃屋撤去を進めている事例はあるが、**公平性の観点や裁判手続きの煩雑さ等から容易には進まない**
- 民有地も含めて今後**新たな廃屋を増やさない**ようにすることが不可欠
- 新たに開発を広げることが難しい国立公園においては、新たな民間投資を**既存の開発エリアや施設に対して誘導し、再生を**図ることが重要



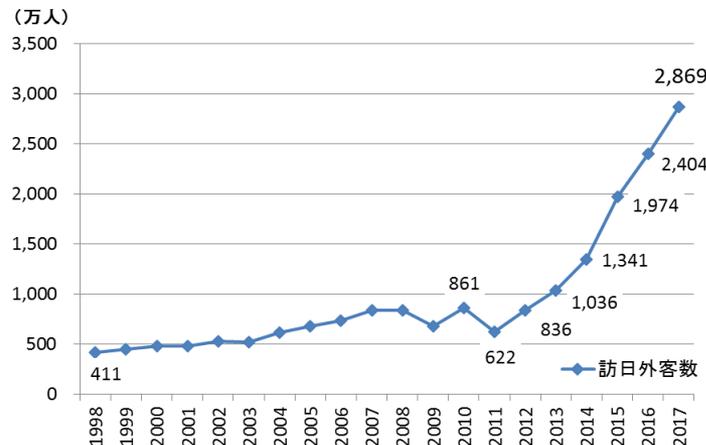


1. 国立公園の宿舎事業が目指す方向性

利用者のニーズの多様化

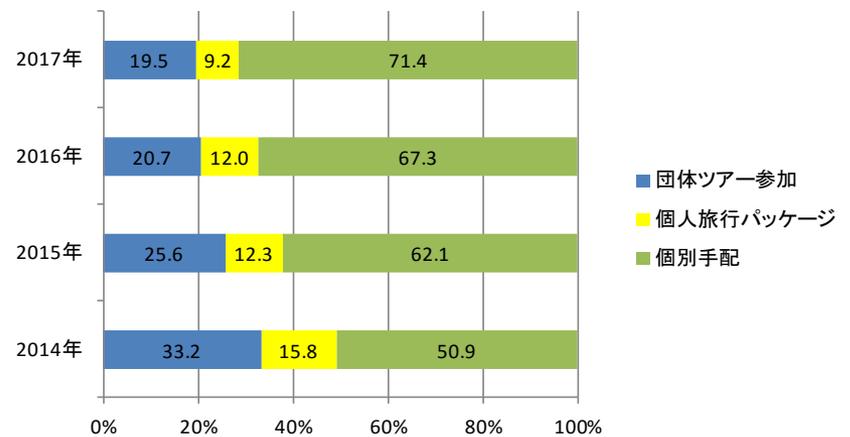
- ・ 訪日外国人の急増、名所旧跡を巡る周遊型から**体験を重視した滞在型観光へのシフト**など利用の形態が変化してきている
- ・ 国籍、年齢、所得、など様々な**国立公園の利用者のニーズに対応した利用のあり方**が求められる
- ・ 訪日外国人に向けた宿泊施設については、グローバルスタンダードなサービスを提供する**様々な価格帯の「ホテル」の充実**や、宿泊そのものが日本文化の体験につながる**「旅館」における受け入れ態勢の強化**など、様々なニーズに対応する多様性が必要

■ 訪日外国人旅行者数の推移



出典：日本政府観光局(JNTO)

■ 訪日外国人旅行者の団体・個人比率推移



出典：訪日外国人消費動向調査（観光庁）



1. 国立公園の宿舎事業が目指す方向性

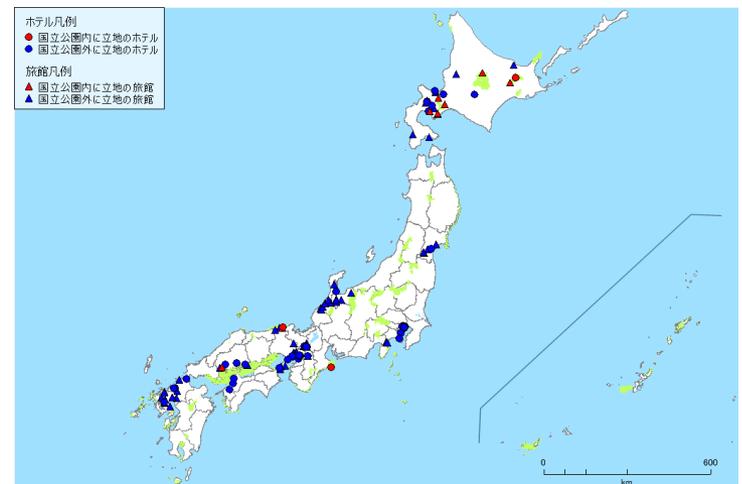
波及効果の高い富裕層へのアプローチ

- ・特に、**地域の自然や文化に対する理解が高く本物の体験に対して時間と金銭を惜しまない富裕層**の誘客は、**高い発信力**で国立公園の風景や地域で提供する付加価値の高いサービスを世界に紹介することで、**様々な層への波及効果が期待**でき、多様なニーズに応えるサービスの充実が経済効果としての**体積の増加**につながる
- ・こうした**波及効果の高い富裕層のニーズに対応できる施設が少ない**ことが日本の観光地全体の課題と考えられている

| | | | | | |
|------|-----|---------|----|-----------|-----------|
| アメリカ | 755 | U A E | 78 | ポルトガル | 29 |
| イタリア | 176 | スイス | 71 | 日本 | 28 |
| 中国 | 132 | ギリシア | 68 | モロッコ | 27 |
| イギリス | 129 | ドイツ | 64 | シンガポール | 27 |
| フランス | 125 | オーストラリア | 62 | ニュージーランド | 26 |
| タイ | 110 | インドネシア | 57 | ベトナム | 26 |
| メキシコ | 93 | トルコ | 55 | オーストリア | 24 |
| インド | 84 | モルジブ | 36 | | |
| スペイン | 84 | 南アフリカ | 35 | | |
| カナダ | 78 | アイルランド | 32 | | |

国別の5つ星ホテルの数（軒）

出典：デービッド・アトキンソン「世界一訪れたい日本の作り方」



著名な格付け機関に高い評価を受けているホテルの国立公園内立地状況



1. 国立公園の宿舎事業が目指す方向性

国立公園の宿舎事業が目指すべき基本的な考え方

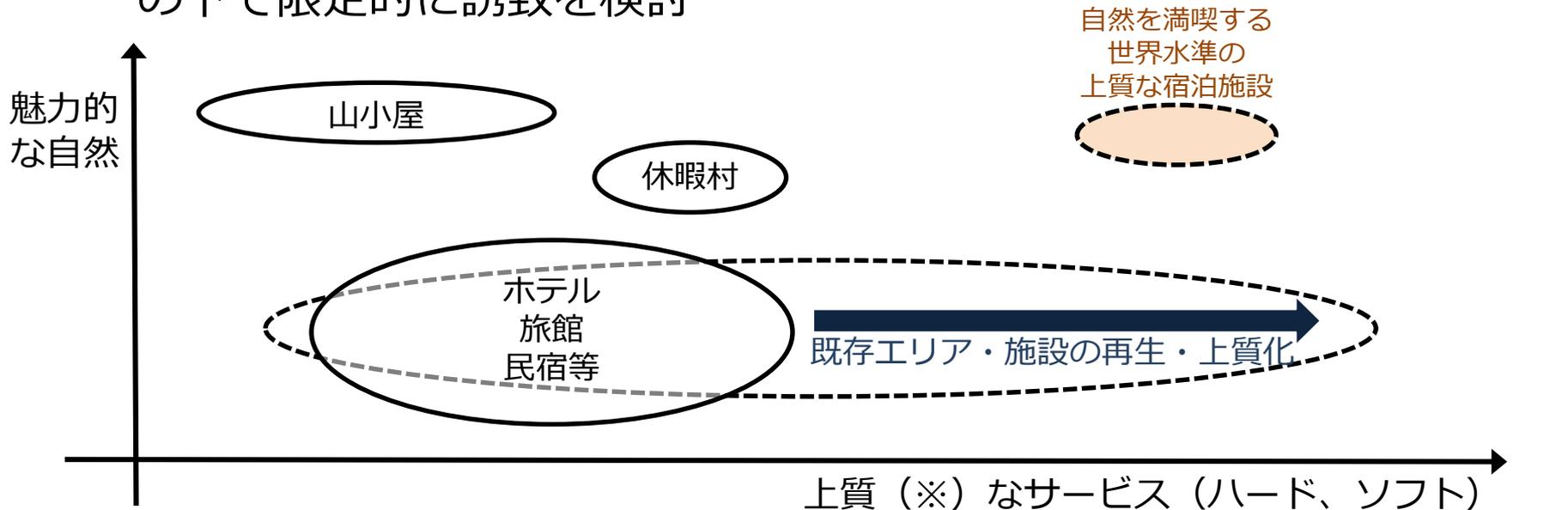
- ・ 国立公園の非日常の風景の中での宿泊体験を広く公平に利用者に提供する国立公園の宿舎事業が目指すべき基本的な考え方を以下に示す。
 - **風景と調和し、自然資源の収容力に適した規模の施設であること**
 - 国立公園の優れた風景の価値により事業が成り立つことに鑑み、宿舎の敷地や周辺を含めて、国立公園の**自然環境の保全に貢献**
 - 国立公園の雄大な自然を満喫し、人の暮らしと自然が密接に結び付いた地域の本物の文化が体験できる**アクティビティの充実**
 - エネルギーの自給やゼロエミッションなど、**持続可能な環境対策の推進**



1. 国立公園の宿舎事業が目指す方向性

国立公園の宿舎事業が目指す方向性

- ・ 国立公園では新たなエリアの開発よりも、**既存の開発エリアや施設を再生し上質化**することで増加する訪日外国人旅行者等の新たな利用者のニーズに対応していくことが重要
- ・ さらに高付加価値な宿泊体験を求める旅行者に対して、**国立公園の自然をより深く満喫できる世界水準の上質な宿泊施設**を一定の要件の下で限定的に誘致を検討



※必ずしも上質=高級ではなく、質の高いアクティビティやホスピタリティの提供、環境保全の取組の観点から優れていることを意味する



2. 自然を満喫する世界水準の上質な宿泊施設の誘致

- ・ 国立公園の代表的な風景が見渡せる**魅力的なロケーション**の中に立地し、日本の国立公園の魅力を世界に発信できるような、**小規模で環境への取り組みを徹底した世界水準の上質な宿泊施設**の誘致を目指す
- ・ この場所に来ないと体験できない**地域の自然や本物の文化**をホテルが軸となつて一つのストーリーとして紡いでいくことで、地域の資源を磨き上げていく
- ・ 世界の旅行者がそれらに満足して喜ぶ姿を、地域の人が見ることで、**自らの地域の魅力に改めて気づき、誇りにつながっていく**



Photo; Arenal Observatory Lodge



3. 既存エリア・施設の再生・上質化

- ・自然の風景そのものが価値である国立公園においては、**新たな開発については限定的に考えるべき**であり、**既存のエリアや施設のリニューアルや再開発**によって、訪日外国人を含む現在の利用者のニーズにあった施設への再生・上質化を図る

(1) 集団施設地区等の再生

国立公園の利用拠点である集団施設地区等において、地域の民間事業者による**再整備や景観の改善等が進むような支援のあり方**を検討

(2) 新たな廃屋化の防止

これ以上新たな廃屋を増やさないよう、**廃屋化を事前に防ぐ仕組みや管理体制**について検討

(3) 多角化するホテル経営手法への対応

所有経営運営の分離、分譲型ホテル等、現在ホテル業界で増加しているビジネスモデルについて、**国立公園の資源管理強化のために民間投資を促進する**という観点から公園事業制度としての課題を検討



3. (1) 集団施設地区等の再生

- ・ 集団施設地区等の宿泊施設を含む既に開発されたエリアの再生に向けては、地域の**民間事業者がまとまって一体的に面的再整備等**に取り組むことが重要
- ・ このため、集団施設地区等の複数の民間事業者がまとまって、**引き算の景観改善を含む地域の再整備**（景観デザインの統一、電線地中化、廃屋の撤去等）を総合的に実施する事業に対する**支援制度を検討**

層雲峡再整備の例





3. (2) 新たな廃屋化の防止

- ・ 環境省所管地を含めて、国立公園内の廃屋化を防ぐことができなかった原因の一つとして、現場の管理体制が不足していたことが挙げられる
- ・ このため、公園事業者の経営が立ちゆかなくなる前に、**継続的に経営状態を把握し、事業の改善を促すことができる体制の整備**について検討
- ・ また、公園事業者に対して、**修繕積立金など定期的な再投資により長期的にサービスの質を維持できる体制**を求めることなどを検討



3. (3) 多角化するホテル経営手法への対応

所有・経営・運営の分離

- ・ リスク分散や専門分野への特化による効率化等のメリットから、**所有、経営、運営が分離**したホテル事業の形態が普及してきており、その場合の公園事業執行者の考え方が整理されていない
- ・ 例えば、デベロッパーがホテルを開発し、別のホテル会社に経営を任せ、不動産は機関投資家やREIT等に売却する場合に、**責任をもって公園事業を執行する主体**を整理することが重要

| | | 賃貸借契約 | マネジメント契約 + 賃貸借契約 | マネジメント契約 | フランチャイズ | 所有直営 |
|----|----------------------|-------|---------------------|----------|---------|------|
| 所有 | 不動産所有 | オーナー | オーナー | オーナー | オーナー | オーナー |
| | FF&E所有 | ホテル会社 | 経営会社 | オーナー | オーナー | オーナー |
| 経営 | 経営（損益の帰属） | ホテル会社 | 経営会社 | オーナー | オーナー | オーナー |
| | 従業員の帰属 | ホテル会社 | 経営会社 | オーナー | オーナー | オーナー |
| 運営 | 人事権・運営権 | ホテル会社 | ホテル会社 | ホテル会社 | オーナー | オーナー |
| | ブランド・ マーケティングシステム | ホテル会社 | ホテル会社 | ホテル会社 | ホテル会社 | オーナー |

オーナー＝ホテルの建物を所有する法人

経営会社＝オーナーに賃料を、ホテル会社にマネジメント料を支払い、ホテル経営を行う法人

ホテル会社＝ホテルのブランドを冠して運営（賃貸借契約場合は経営も含む）する法人

※JLL沢柳氏資料を元に作成

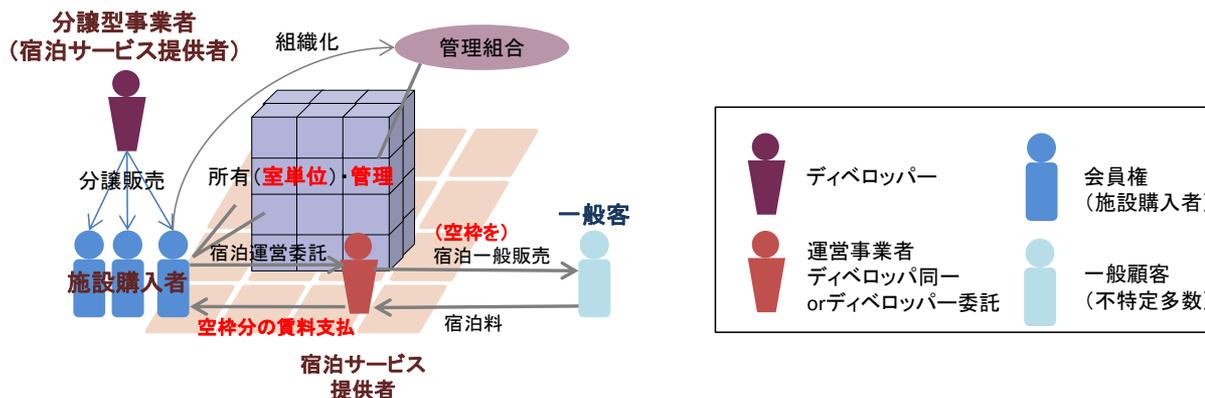


3. (3) 多角化するホテル経営手法への対応

分譲型ホテル

- ・ **建設コストの高騰**により、建物の一部を個人に分譲するなどの手法で**早期の資金回収**を図るビジネスモデルが有用となっている
- ・ 分譲型ホテル（コンドホテル、会員制ホテル等）について、レンタルプログラム等により**一般の利用者が通常のホテルと同様に使用できる場合について、公園事業として認可できる余地の有無を検討**
- ・ 個人に所有権が分散した状態のまま廃屋化した場合、**原状回復が適切に行われないおそれがあるため慎重に検討が必要**

分譲型ホテルの仕組み



レンタルプログラムとは…

ホテル分譲を行った際、オーナーが使用しない期間に通常のホテルとして一般利用者に開放し、その運用益をオーナーに還元する仕組み。

オーナーに還元する際、オペレーション費用や修繕積立金を差し引くため、安定したホテル運営が可能。



3. (3) 多角化するホテル経営手法への対応

- 本検討会においては、「分譲型ホテル」を「コンドホテル」と「会員制ホテル」として大まかに区分して検討する。

分譲型ホテル

コンドホテル

- ホテル施設を1室またはヴィラ単位で個人オーナーに分譲
- その上で、ホテル運営会社がオーナーから借り上げて一般の利用客に提供するホテル客室として運用
- 客室の管理、修繕等に必要な経費を差し引いた上で、オーナーに賃料をペイバック
- 購入は利用目的だけでなく投資目的が含まれる

会員制ホテル

- 1室あたり10～20口程度に分割した口数の会員権を販売し、会員及びその紹介者・同伴者が優遇された条件で利用できるリゾートホテルの総称
- ホテルの不動産所有権（土地も含む）を共有する場合と、利用権のみの場合がある
- 海外では、1室を1週間単位で購入するタイムシェアが主流
- 購入は主に利用目的



3. (3) 多角化するホテル経営手法への対応

国立公園の管理・運営上のメリット・デメリット

- 各ビジネスモデルについて、国立公園にとってのメリット、デメリットを踏まえ、公園事業として認可すべきかどうか検討
- 検討にあたっては、国立公園事業としての**公共性の担保**、**自然環境の保全に支障がないこと**が前提となる

| | 直営型 | 所有・経営・運営 分離型 | 分譲型ホテル | |
|-------|---|---|--|---|
| | | | コンドホテル | 会員制ホテル |
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> ● 責任の所在が明確であり、事業者の把握が容易 | <ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの立場の専門性を生かし、利益の最大化を図ることで、長期的な視点による高度な事業が可能 ● ホテル運営事業者のブランドによる集客と質の高いサービス提供 | (所有・経営・運営分離型のメリットに加え) <ul style="list-style-type: none"> ● 長期滞在型の利用ニーズに対応した施設 ● オーナーへ支払う賃料から修繕積立金を差し引くことや営繕充当金を事前に徴収すること等により、継続的な設備投資でサービス水準を維持 ● 事業者の資金回収がやすく、民間投資を呼び込みやすくすることで、国立公園の資源管理への貢献を期待 | |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の質や継続性がオーナーの経営手腕により左右 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公園事業認可の審査の煩雑化 ● 責任の所在が複数主体に分散 | <ul style="list-style-type: none"> ● 所有権の分散により、事業撤退時の調整難度が高まる ● オーナーの優先利用 | <ul style="list-style-type: none"> ● (所有権付きの場合) 所有権の分散により、事業撤退時の調整難度が高まる ● 会員を中心とした利用が多く、一般客の利用機会が少ない |

国立公園満喫プロジェクト

明日の日本を支える観光ビジョン 平成28年3月30日

- **目標** 2000万人 → 4000万人（2020年）
- **国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化**
 - － 「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは5箇所の国立公園で、「国立公園ステップアッププログラム2020」を策定し、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施

国立公園満喫プロジェクト

- **目標** 2020年までに訪日外国人の国立公園利用者数を現在の約2倍の1000万人に！
- **基本的考え方**
 - ① 「最大の魅力は自然そのもの」をコンセプトに、非日常的な体験を世界の人々に提供
 - ② 最高の自然環境をツーリズムに開放し、**高品質・高付加価値のインバウンド市場**を創造

これまでの主な流れ

平成28年7月

先行的に取り組みを進める**8公園を選定**

検討の加速化

- 各知事等に省幹部が直接要請
- アトキンソン氏、石井氏等有識者の現地評価

関係省庁との連携

- 関係省庁の施策メニューの提示（ビジットジャパン、街並み整備、空屋対策、Wi-Fi環境整備など）
- 関係省庁の出先機関が地域協議会に参加

慶良間諸島国立公園

阿寒摩周国立公園

大山隠岐国立公園

十和田八幡平国立公園

阿蘇くじゅう国立公園

日光国立公園

霧島錦江湾国立公園

伊勢志摩国立公園

9月

地域協議会の立ち上げ

12月

ステップアッププログラム策定

- 国、県、市町村、民間事業者は、取組をそれぞれ実施。
- 進度に応じ、第2次補正予算の配分や29年度予算の配分を実施。
- 進捗状況に応じて、プログラムをグレードアップ。



8カ所の国立公園における成果を全国の国立公園に水平展開



新たな展開施策

質の高いホテル誘致

- 多様な階層に対応した宿泊施設を増やすため、特に上質なホテル等を誘致



公共施設の民間開放

- 利用者のニーズに合わせてビジターセンターや展望台等の公共施設の一部を民間に開放し、カフェ、ツアーデスク等を導入



受益者負担の仕組みの導入

- 利用者が増えることで自然環境保全、施設の維持管理の充実が図れるよう、国立公園への入域料や利用者負担の仕組みを導入



景観の磨き上げ

- 廃屋化した施設など景観のマイナス要素を取り除くことでプラスに転じていく
- 電線地中化や町並み景観の改善とも連携



プロモーション展開イメージ

- 地域と連携して、コンテンツ磨き上げとプロモーション等を積極的に実施

第1弾 イメージ定着

目的 イメージの定着化
期待度向上

方法 魅力的な映像の発信
コンテンツ磨き上げを
目的にファムトリップ

第2弾 ツアー購入・誘客

目的 ツアーの購入
誘客

方法 ツアーコンテンツの拡充
具体的商品のプロモーション強化

関心度





自然公園法の目的

- 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。

自然の風景地

優れた自然の風景地
(多様な生態系を包含)

優れた自然
(生態系、希少種・・・)

保護と利用





国立公園等の指定状況

平成29年8月8日現在

| 種別 | 公園数 | 面積 (陸域) | 国土面積に 対する割合(%) |
|------------------------|-----|------------|-------------------|
| 国立公園 (国指定、国管轄) | 34 | 219万ha | 5.8 |
| 国定公園 (国指定、県管轄) | 56 | 141万ha | 3.7 |
| 都道府県立自然公園 (県指定、県管轄) | 311 | 197万ha | 5.2 |
| 合計 | 401 | 557万ha | 14.7 |

日本の陸域保護地域の
中核的存在

地域制と営造物型

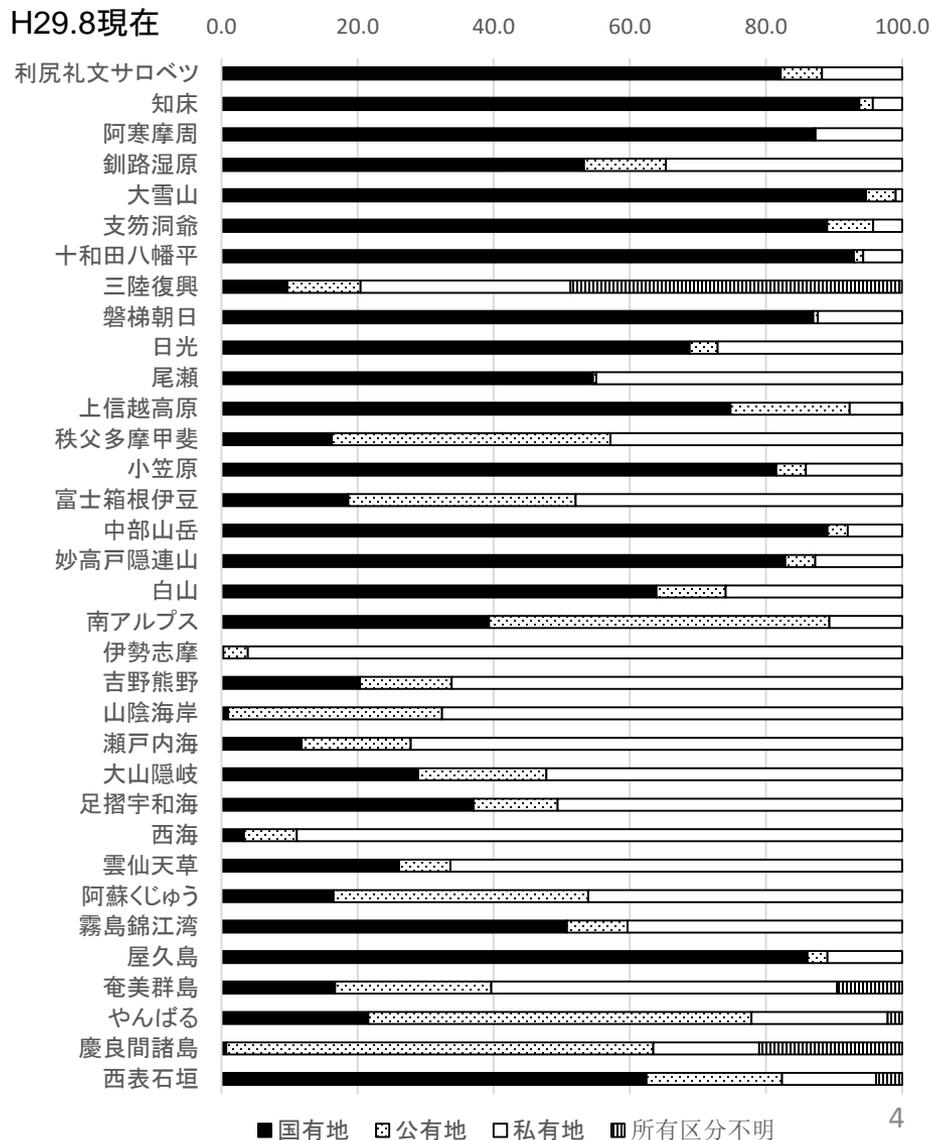
| | 地域制自然公園 | 営造物型自然公園 |
|-------|--|---|
| 採用国 | 日本、イギリス、イタリア、韓国等 | アメリカ、カナダ、オーストラリア、スイス等 |
| 特徴 | <u>土地所有の有無にかかわらず、公園管理者が区域を定めて指定し、公用制限を実施</u> | <u>土地の権原を公園管理者が所有し、公園専用用地として利用</u> |
| メリット | 公園指定に当たって、土地を取得する必要がなく、 <u>広大な地域の保全が可能</u> | 土地は公園専用地であり <u>厳正な自然保護が可能</u> 利用規制もしやすい |
| デメリット | <u>土地所有者の私権や地域社会への配慮が必要</u> 厳正な自然保護は困難 | <u>古くより稠密な土地利用、土地所有がなされてきた地域では、公園の設定は困難</u> |
| 管理体制 | <u>複層的な地域管理</u> 管理体制は国によって様々 | <u>一つの機関(政府機関等)が財産として直営管理</u> |

自然公園の土地所有

- 国有地の大部分は国有林（林野庁所管）
- 環境省所管地は集団施設地区の一部等（国有地の約0.6%）

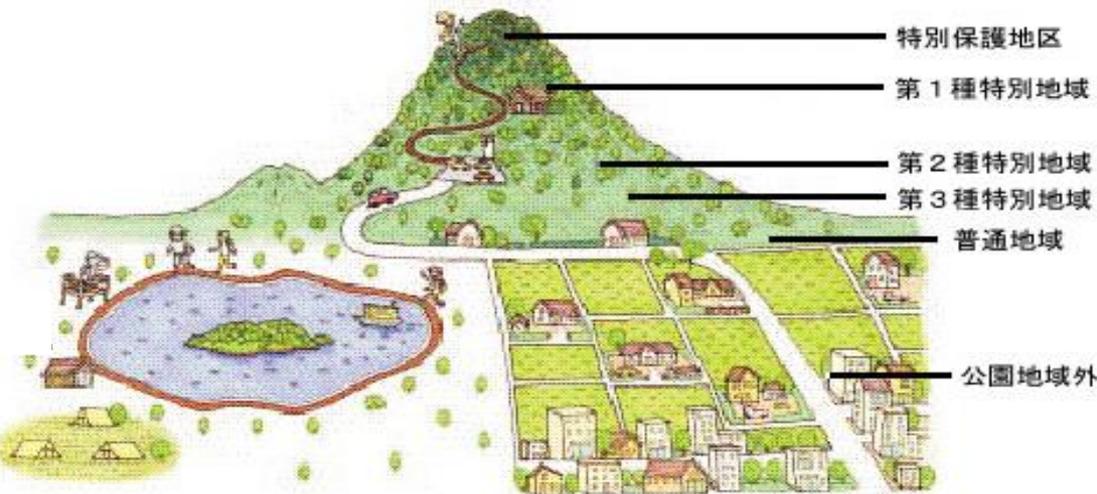
平成29年3月31日現在

| | 国立公園 | 国定公園 |
|-----|-------|-------|
| 国有地 | 60.2% | 43.9% |
| 公有地 | 12.9% | 13.9% |
| 私有地 | 26.0% | 42.1% |



国立公園の指定と公園計画

- 保護のためのゾーニング
- 利用のための施設配置

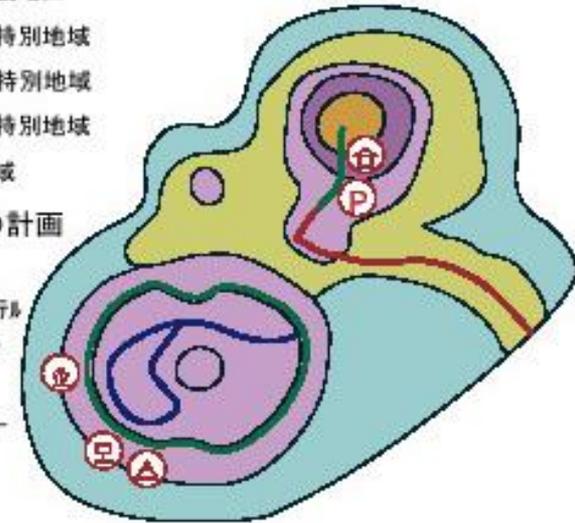


保護のための計画

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

利用のための計画

- 園地
- 山小屋・行所
- キャンプ場
- 駐車場
- ビジターセンター
- 車道
- 歩道
- 遊覧船





公園計画の体系

公園計画

規制に関する計画

保護規制計画

各種行為規制に関するゾーニングの計画

- ・ 特別保護地区
- ・ 特別地域
- ・ 普通地域 等

利用規制計画

マイカー規制等の利用の規制に関する計画

事業に関する計画

保護施設計画

国立公園の自然を保全、再生するために必要な施設

- ・ 自然再生施設
- ・ 植生復元施設 等

利用施設計画

国立公園にふさわしい利用を推進するための施設整備の計画

- ・ 集団施設地区
- ・ 歩道、車道、園地、駐車場、宿舎
スキー場、野営場、博物展示施設 等



許可と認可のフロー

Step 1

区域の指定 & 公園計画の策定

Step 2

特別地域の指定

風致景観を保全するため、
影響を及ぼす行為（工作物
の設置、木竹の伐採等）を
一律に規制

事業決定

施設整備にあたり、国立公
園の保護と利用に必要な施
設の規模、収容力などの概
略を決定

Step 3

行為許可

・財産権を尊重し、風致景
観への影響が少ない行為
について、基準の範囲内
で許可

事業執行

・国立公園事業は国が執行
・国以外の者は環境大臣の
同意または認可を受けて
その一部を執行すること
ができる

無い方がよい

利用に必要

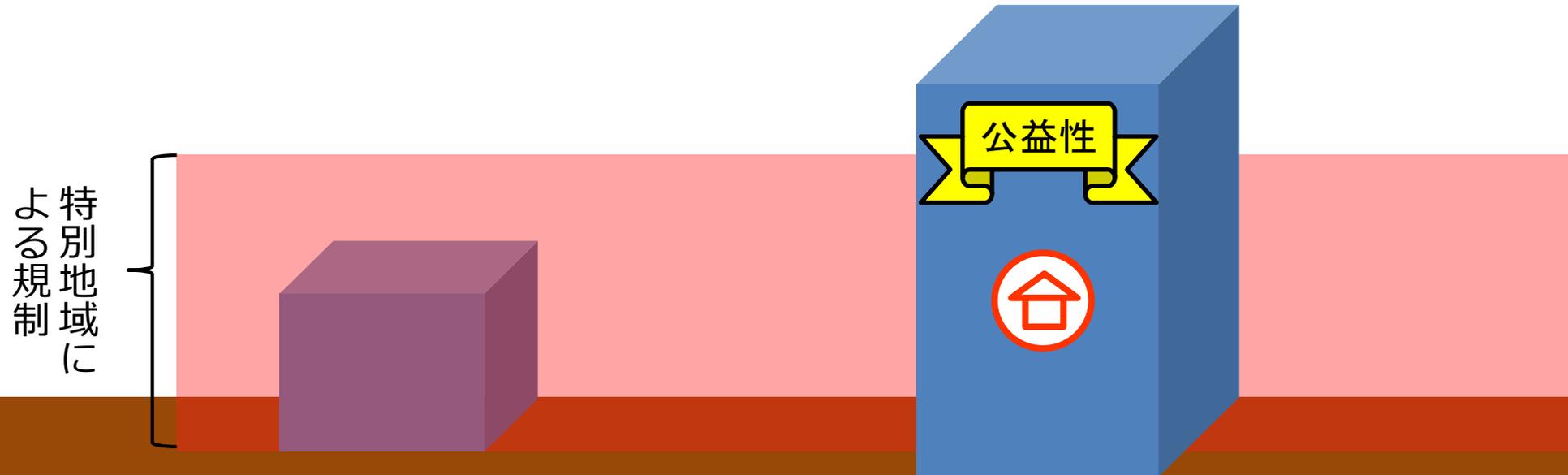
行為許可と事業認可の違い

行為許可

特別地域により一律に禁止された開発行為を、基準の範囲内で**限定的に解除**

事業認可

公園計画に基づく**公益性**にかんがみ、**事業認可の基準**により判断し、事業を認める（行為規制は適用除外）



国立公園内のホテル及び旅館の立地状況

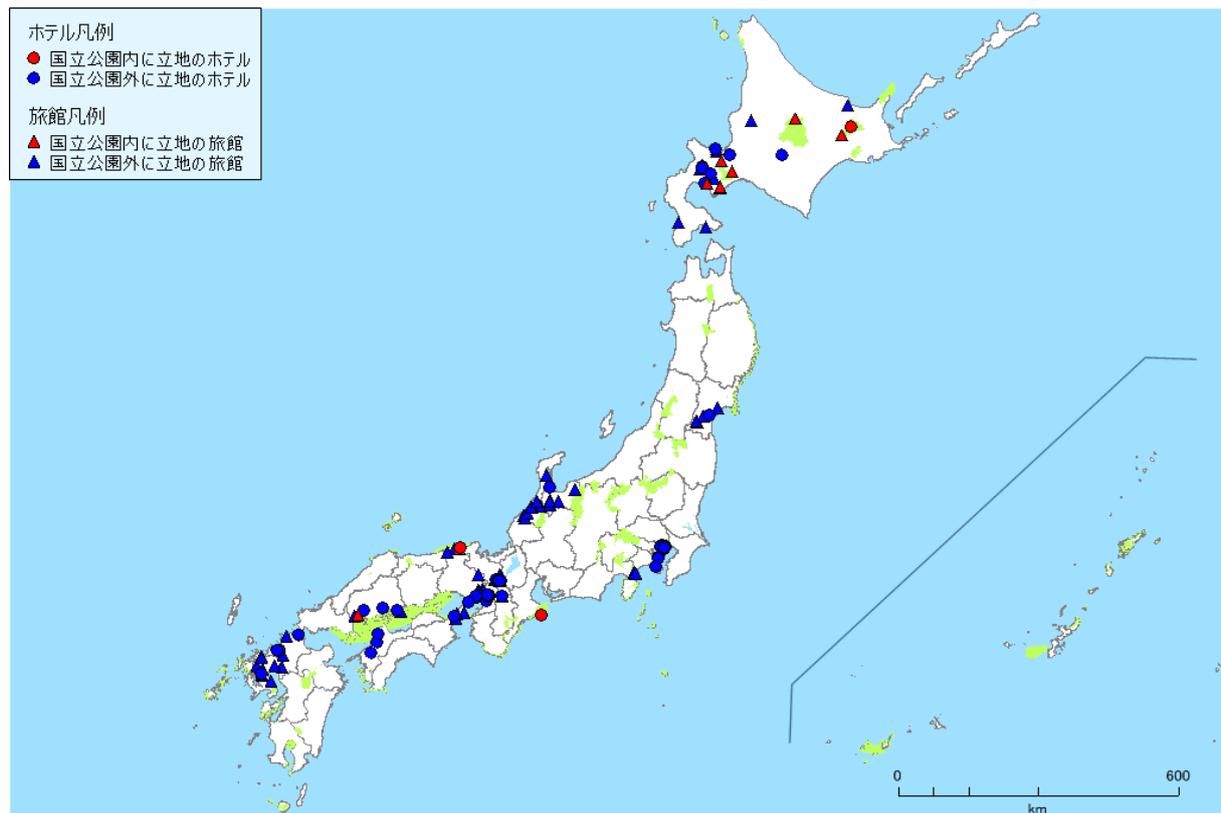
1. 海外の格付けにおいて高い評価を受けている国立公園内のホテル及び旅館の立地状況

海外の格付けにおいて高い評価を受けている国立公園内のホテル及び旅館の立地状況は、図表 1 の通りである。国立公園内には、北海道、三重県、兵庫県、奈良県、広島県に立地している。

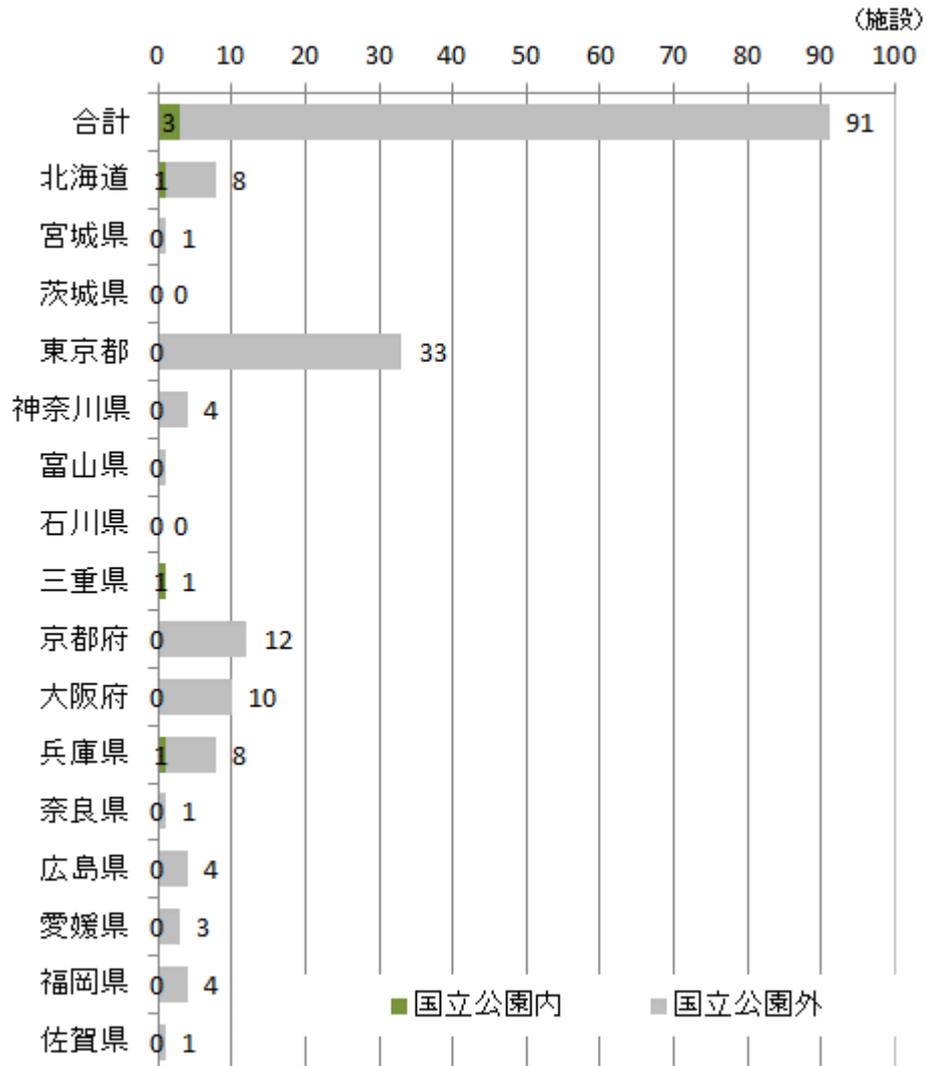
図表 2 の通り、海外の格付けにおいて高い評価を受けている国立公園内の**ホテル**は全国で 91 施設あり、そのうち国立公園内に立地している施設は 3 施設となっている。地域別では、北海道（1 施設）、三重県（1 施設）、兵庫県（1 施設）となっている。

図表 3 の通り、海外の格付けにおいて高い評価を受けている国立公園内の**旅館**は全国で 101 施設あり、そのうち国立公園内に立地している施設は 13 施設となっている。地域別では、北海道（10 施設）、広島県（2 施設）、兵庫県（1 施設）となっている。

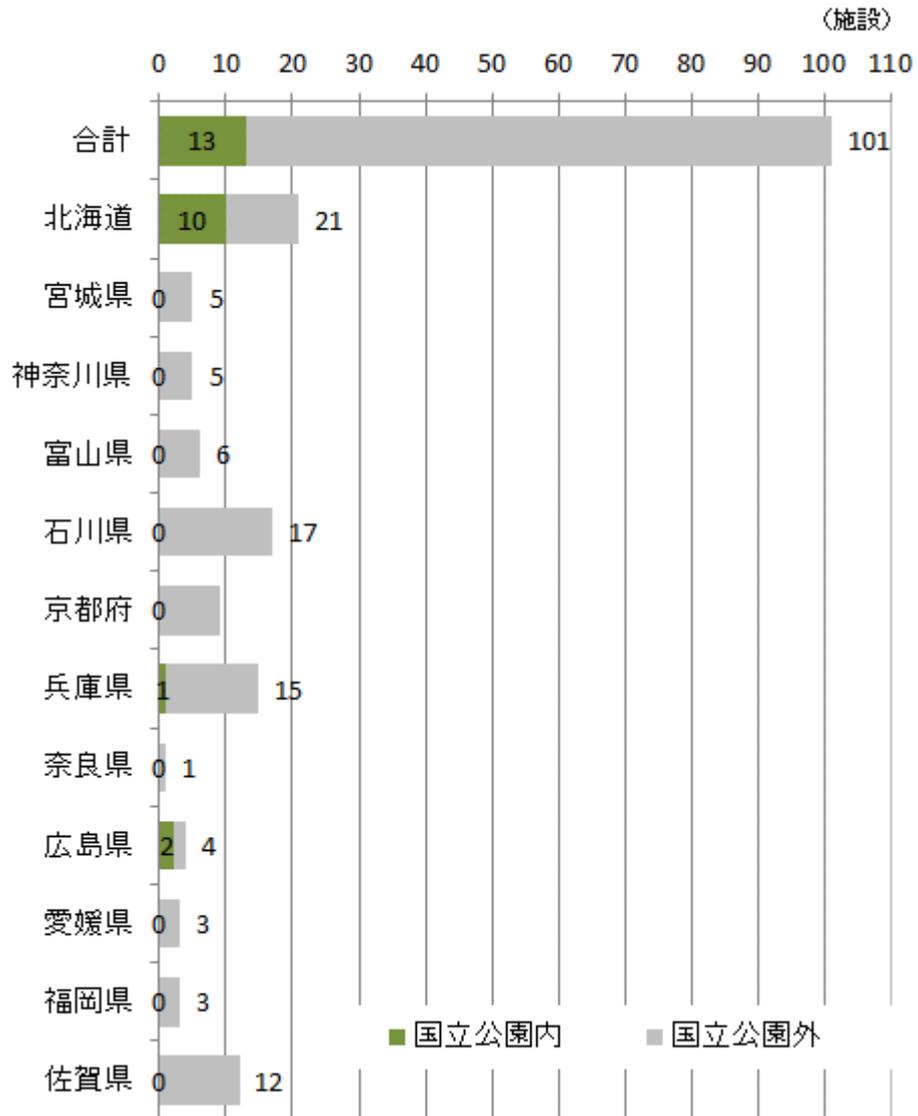
図表 1 海外の格付けにおいて高い評価を受けている国立公園内のホテル及び旅館の立地状況



図表2 海外の格付けにおいて高い評価を受けている国立公園内のホテルの立地件数



図表3 海外の格付けにおいて高い評価を受けている国立公園内の旅館の立地件数

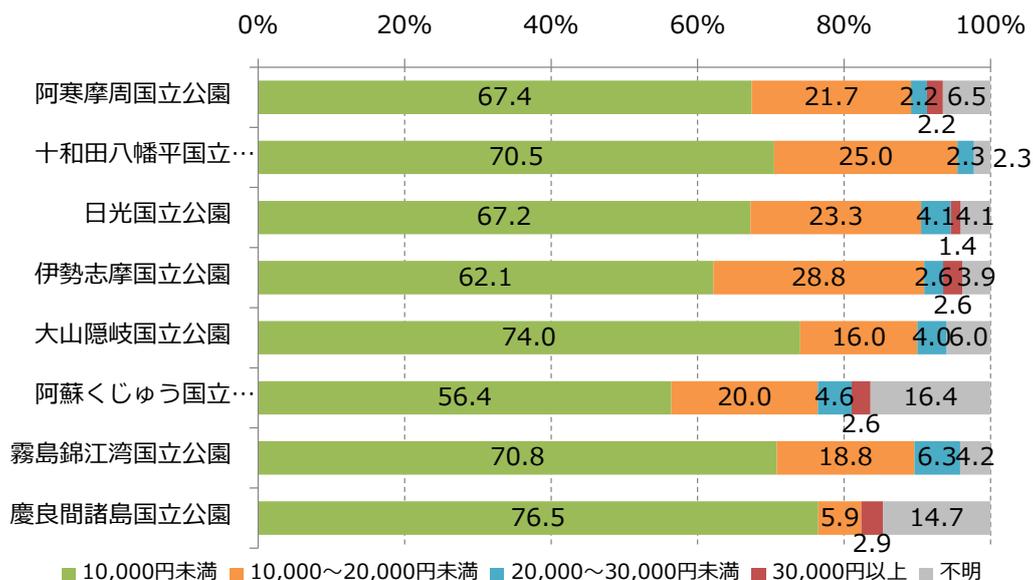


2. 国立公園内及び周辺の宿泊施設現状調査

国立公園満喫プロジェクトにおいて先行 8 公園に選定された国立公園について、国立公園内及び周辺の宿泊施設の宿泊単価の調査を実施した（公園内 1,095 施設、周辺 1,894 施設）。

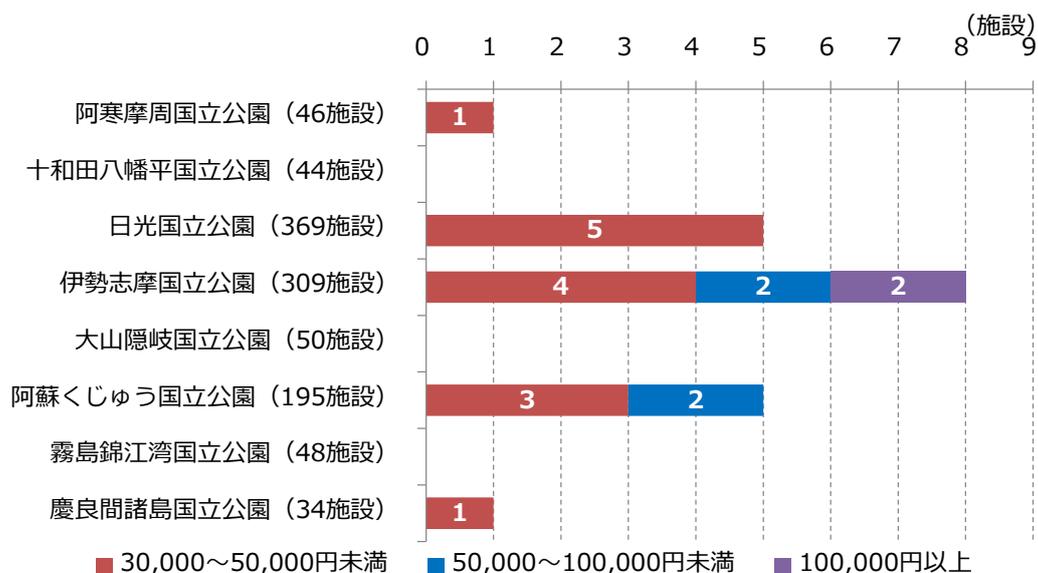
その結果、8 公園内（1,095 施設）においては、宿泊単価 1 万円以下の施設が各公園の約 6 割～8 割弱を占めている。また、宿泊単価 3 万円以上の施設は 20 施設となっており、十和田八幡平、大山隠岐、霧島錦江湾国立公園には立地していない。

図表 4 客室単価別の 8 公園内の宿泊施設の割合



出典：平成 28 年度における本調査事業より作成

図表 5 8 公園内の宿泊施設における高客室単価の宿泊施設数



注) カッコ内の数値は平成 28 年度における本調査事業で確認できた国立公園内の宿泊施設数

出典：平成 28 年度における本調査事業より作成